

受講希望者各位

小型車両系建設機械（3ト未満）の運転業務に関わる特別教育のご案内

日向地区中小企業技能センター
センター長 金丸 政司

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび小型車両系建設機械（3トン未満）の運転業務に関わる特別教育の講習を開催することになりました。

労働安全衛生法第59条3項および労働安全規則第36条第9項で事業者は定められた特別教育を実施し、それを修了した者でなければ、業務に従事させてはならないと定められています。特に公共工事におきましては今後、無資格者の運転に関しては厳しく罰せられることが予想されますので、ぜひこの機会に受講されますよう御案内申し上げます。

記

- 1 講習内容 小型建設機械3ト未満の運転業務
(小型のバックホー、ブルドーザー、ホイールローダー等)
- 2 受講資格 満18歳以上
- 3 修了証 規定時間の教育修了者に対し修了証を発行します。
- 4 会場 日向地区中小企業技能センター（日向地区高等職業訓練校）
- 5 実施日時 学科講習 平成25年 4月13日（土）8時半～17時
実技講習 14日（日）8時～14時半
2日間を受講されないと、修了証は発行されません。
- 6 申込方法 技能センターに来て頂き直接申込書に記入するか、電話・FAXでも受け付けします。
- 7 締切り日 平成25年 4月 5日（金） 定員24名で締め切ります。
- 8 費用 1人 10,000円（テキスト代含む）当日徴収します
- 9 当日持参するもの 筆記用具、写真2枚（30㍻×25㍻）必ず裏にお名前を記入下さい。
「修了証発行の際必要ですので必ずご持参ください」

問い合わせ先

日向地区中小企業技能センター

日向市大字日知屋 8097 番地 2

TEL 55-1116

FAX 54-7351まで

技能センター：日知屋小学校南側、たいえい橋北詰